

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成27年8月25日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

有限会社大貴商事

代表取締役 安平治 勝美

京都市伏見区下鳥羽上三栖町195

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

P i t O N E 伏見店

京都市伏見区下鳥羽但馬町1番地

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2, 8 0 0 m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1, 0 0 0 m<sup>2</sup>）以下となる日

平成27年6月21日

(5) 変更する理由

店舗移転による閉店のため

3 届出年月日

平成27年8月11日

(産業観光局商工部商業振興課)